

平成27年度事業計画（案）

基本理念

「みんなで支え合い すべての人が 安心して暮らせる町づくり」

基本方針

少子高齢化や核家族化の進行等により、支え合いの基礎となっていた家族や地域社会の機能が変容し、これまでであった家庭機能の低下や地域社会のつながりの希薄化が進んでいます。

このような中、地域における課題も高齢者や障害者等の虐待、社会的孤立や自殺、ニートやひきこもりなど、なかなか解決に至らない福祉課題や生活課題が継続して発生しているほか、高齢者やひとり親、子どもなどが巻き込まれる新たな貧困問題も拡大しています。

平成27年度からは、生活困窮者自立支援法が施行され所得の少ない方だけでなく生活上の問題・課題を抱えている方への支援が求められています。

社会福祉協議会の使命として、様々な事情により生活が困難な状態であっても、安心して地域で生活できる連帯感の醸成や制度の谷間にある住民への支援を総合的にコーディネートすることにより、地域で安心した生活が継続できることを目指しています。そのためにも、福祉サービスだけでなく地域にある資源を活用し、一人の方を地域全体で支えていけるような仕組みづくりに努めていきます。

本会の基本理念実現に向け、地域福祉を総合的に進めるために次の項目を重点項目として取り組んでいきます。

- 1 福祉コミュニティの推進（ほのぼのコミュニティ21推進事業、福祉安心電話事業）を通じて、高齢者のみの世帯等の見守り活動を全地区で推進できるようにします。
- 2 様々な生活・介護課題を抱えている家庭へ関係機関・団体との連絡調整により支援活動を推進します。
- 3 法人全体の安定的経営を目指し、主たる収入である介護サービス事業収入の増加のための施策を検討します。
- 4 平成28年度から5年間の第二次活動指針を策定します。

1 住民参加で安心の町づくり（地域福祉活動の推進）

健康づくりや生きがいづくり活動、地域の助け合い活動に地域住民や団体が協力し、住民参加や協働に基づいた地域福祉活動を推進していきます。

希薄になりがちな地域社会（近所のつながり）の再構築と地域力向上を目指し、ほのぼのの交流事業、福祉安心電話事業を推進し高齢者世帯等の見守り体制を強化していきます。

1-1 地域住民の主体的活動の推進

(1) ほのぼのコミュニティ21推進事業（町受託事業 平成9年度～）

本事業は小地域活動の大きな柱であることから、ほのぼの交流協力員をはじめとする一般住民も巻き込んだ見守り活動推進事業を実施し、地域全体での見守り活動を推進していきます。

① 見守り活動連絡会

ア 処遇困難ケース検討等（地域包括支援センターをはじめとする関係機関と連携）

イ 異常発見時における連絡体制の構築（新規）

ほのぼの協力員が配置されている全地区での説明会 年1回

② 見守り活動研修会

ア ほのぼの交流協力員委嘱状交付式及び研修会 4月

イ ほのぼの交流協力員等見守り活動研修会 2月

③ 見守り活動に係る普及啓発（新規）

見守り活動への理解を深め、見守り活動が一般住民も含めた地域全体で行われるよう一般住民等へ普及啓発。（パンフレットの作成、広報誌等への掲載等）

④ ボランティア活動促進事業

ほのぼの交流協力員に対するボランティア保険の加入

(2) 緊急通報システム 福祉安心電話サービス事業（町受託事業 平成2年度～）

概ね65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、近隣に4人～5人の協力員を配置し、緊急時の安全と不安の解消を目的に、県社会福祉協議会が運営する福祉安心電話を設置し24時間体制で見守りをします。近隣の住民、福祉、保健、医療など地域の関係機関・団体とネットワークを図り見守り体制の充実を図ります。

・設置者 37世帯（平成27年3月1日現在）

・新規設置台数 3台

・機種交換 7台

① ふれあいテレフォン 週1回及び安否確認

② 訪問活動（点検及び電池交換、設置者のニーズ把握） 随時

③ 設置者・協力員説明会 随時

④ 県社協の安否確認に関する追加事業の検討

⑤ 協力員研修会 10月

⑥ 福祉安心電話サービス事業の普及啓発



(3) ふれあい・いきいきサロン（町受託事業 平成9年度～）

身近な公民館などを利用して、子供から高齢者まで地域の誰もが気軽に参加し町内会及び関係機関と連携を図りながら、小地域における介護予防並びに福祉コミュニティの活性化を図ります。

- ・新規ふれあいいきいきサロン開催地区の開拓 2ヶ所
 - ・開催地区 上吉田、七百、小平・柳町、鶴喰、大曲、長谷、金矢、川原新田
小松ヶ丘、みなみ（南町一、南町二）、沖山、通目木、押込、上町（新規）
- ※大曲、七百は小学校との世代間交流を実施

(4) 福祉団体への支援（平成元年度～）

福祉団体等に助成金を交付するとともにパートナーシップを図り連携・協働して高齢・障害当事者の育成及び会員増強、福祉向上に努めます。

【助成団体】 町老人クラブ連合会・町身体障害者福祉会・町手をつなぐ親の会

1-2 福祉情報の提供

広報誌の発行、ホームページなどにより、各種福祉制度に関する情報や社協の事業、ボランティアに関する情報など、住民の目線に立った福祉サービスの情報提供に努めていきます。

(1) 社協広報誌・情報誌の発行（年12回発行予定）

- ① 社協だより「ふれあい」の発行 7月、1月
- ② 社協通信「コラボ」の発行 5月、9月、11月、3月
- ③ 行事予定表の発行 4月、6月、8月、10月、12月、2月

(2) インターネットを活用した情報発信

ホームページの有効活用を目指し、内容の充実と行事等の更新を行います。

ホームページに現況報告書の掲載（定款、役員名簿、理事会等開催状況、事業報告書、貸借対照表、財産目録、資金収支計算書、事業活動収支計算書等）

(3) パンフレットの作成

平成27年度版リーフレットの作成



1-3 福祉意識の高揚と人材育成

(1) 社会福祉大会（平成元年度～）

社会福祉関係者及び住民が一堂に会し、社会福祉に対する理解と連携を深めると共に社会福祉の発展に功績のあった方々への表彰を行います。

- ① 青森県社会福祉大会への参加
 - ・期 日 平成27年11月12日（木）
 - ・場所 青森市文化会館
 - ・参加予定 25名
- ② 上北郡社会福祉大会への参加（主管 六ヶ所村社会福祉協議会）
 - ・期日 未定
 - ・場所 六ヶ所村
 - ・参加予定 25名

- ③ 第20回六戸町社会福祉大会の開催
- ・期日 平成27年12月3日(木)
 - ・場所 六戸町文化ホール
 - ・表彰、講演、発表等
 - 参加者目標 350名

(2) 社協まつり(平成8年度～)

住民、ボランティア、各関係団体などの参画をもってすべての人が福祉を考える機会として、楽しみながら福祉意識の高揚を図ります。

- ・日時 平成27年10月25日(日)
- ・場所 六戸町文化ホール
- 来場者目標 400名

(3) 福祉サポーター養成研修

地域福祉の様々な分野について学び、地域づくりを担う人材の育成と、地域住民が主体となり互いに支え合う体制を構築することを目的に開催します。

- ・開催予定 11月 全3回
- 参加者目標 各講座30名



1-4 福祉課題の把握及び援護活動

(1) 福祉懇談会の開催

地域の中での困りごとや福祉課題を共有し、問題解決に向けて話し合うとともに社協が行う事業の説明を行い地域福祉の重要性及び互助精神の浸透を図ります。

開催目標 10地区

(2) 調査・研究

民生委員児童委員協議会・保健・福祉・医療関係者との連携により、要援護者世帯の実態把握並びに福祉ニーズの把握に努め関係者とのネットワーク化に努め問題解決をしていきます。

- ① 民協定例会での情報交換(月1回)
- ② 六戸町地域ケア会議への参加(月1回)

(3) 援護活動事業

自然災害、火災等の被災者等への支援活動として、災害により被害を受けた世帯へ災害見舞金支給並びに災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金を支給します。

① 災害見舞金

住居が全壊、全焼又は流出した場合	10,000円
住居が床上浸水した場合	5,000円
住居が半壊又は半焼した場合	5,000円
災害弔慰金	5,000円

② 災害ボランティア活動

2 人と人がつながる町づくり（ボランティア活動の振興）

行政や関係機関、社会福祉施設・団体・企業等との連携・協働により、福祉教育、ボランティア活動の振興に取り組み、住民の主体的な福祉のまちづくりの参画を推進していきます。また、災害時のボランティア体制づくりやネットワークづくりを進めていきます。

2-1 福祉教育の推進

(1) 福祉教育・ボランティア活動推進会議

平成27年4月下旬

(2) 出前福祉講座

当事者やボランティア、社協職員、関係機関職員等が講師となり、学校や地域に出向き福祉・ボランティア・その他の分野で実施します。

- ・主な内容 車椅子体験、高齢者疑似体験、手話体験、アイマスク・ガイド体験、点字体験、盲導犬について、防災講座、福祉・ボランティア講話他

(3) 夏！ボランティア体験

ボランティア活動に参加する意欲があっても参加のきっかけをつかむことが難しい方に対し、「広かれボランティアの輪連絡協議会」が提唱する7月～8月の「ボランティア体験月間」に、楽しく活動を体験する機会を提供し、ボランティア活動に対する社会的な関心を広く喚起することを目的とします。

参加者目標 120名

- ① ボランティア体験打合せ会 5月中旬
- ② 7月～8月 夏のボランティア体験実施 受入れ施設 16団体
- ③ 活動報告書の作成



2-2 ボランティアセンター機能の強化

ボランティア活動にかかわる相談・援助・情報提供、研修、ボランティアの発掘、ボランティア団体等の支援等を行っていきます。

(1) 相談・登録・斡旋（平成7年度～）

ボランティア活動を希望する人からの相談、ボランティアを必要としている施設・団体・個人からの相談、ボランティア活動の紹介など、ボランティアの橋渡しをします。

また、ボランティア活動をしている人や、これからボランティアを始める人に活動の実績に応じてポイントを発行し、ボランティア活動を始めるきっかけや活動継続への促進につなげていきます。

新規登録目標 10名

(2) ボランティア交流会（平成23年度～）

地域の中で、様々な活動をしているボランティア・団体・企業等が集い、それぞれの活動に対する共通理解を深めるとともに、ボランティア相互の交流の輪を広げ、地域の支え合う力を高めることを目的とします。

- ・期日 平成28年2月
- ・場所 六戸町老人福祉センター
- 参加者目標 50名

(3) 収集ボランティア（平成7年度～）

誰でも気軽にできるボランティア活動として、町民、学校、企業、関係機関に広く呼び掛け、ブルタブ、使用済切手、エコキャップの収集活動を推進していきます。

(4) 除雪ボランティア（平成23年度～）

概ね75歳以上の高齢者世帯、障害者のみで構成されている世帯などで、自力で除雪が困難かつ家族や親族及び近隣の協力が困難な世帯を対象に、除雪ボランティア作業を行います。
活動期間 12月～3月 主に中学生・高校生ボランティアを募集

(5) 子ども用品リサイクル事業（平成23年度～）

町民から提供していただいた子供用品を子育て中の人に無償で譲り、子育て支援を図ります。

2-3 災害ボランティアネットワークの構築

(1) 災害ボランティアネットワークの構築（平成24年度～）

災害時のボランティアの活動を効果的に被災者救援につなげるために、関係機関・団体が連携し、平常時のネットワークづくりや災害ボランティアに関する人材育成等の取り組みを進めていきます。

- ① 関係機関・団体等とのネットワーク、協力体制の構築
- ② 災害ボランティアコーディネーターの育成・登録（県の研修会を活用） 9月
- ③ 防災・減災に関する研修会の開催 年1回
- ④ 住民の災害に対する意識の高揚（福祉懇談会、いきいきサロンなど活用） 随時

3 人を大切に、柔軟に対応できる仕組みづくり（福祉サービス利用支援の充実）

個人の尊厳と権利の保持、福祉サービス利用者や地域住民の立場に立ち、福祉サービスの利用や地域生活の支援に向けた相談援助・支援活動に努めます。

また、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されることに伴い、経済的な問題、地域や家族とのつながりの問題などを抱える方々からの相談に対応して、解決すべき課題を整理し関係機関などと連携し、継続的に支援していきます。

3-1 総合的な相談支援活動の推進

(1) 心配ごと相談事業

心配ごと相談員が住民の様々な相談に応じ、問題の解決や関係機関への橋渡しを行います。電話相談を実施し、住民が気軽に相談できるようにします。

① 心配ごと相談所の開設（電話相談含む）

年44回開設予定 心配ごと相談員 10人

ア 開設日 毎週水曜日（祝日除く） 午前9時～正午

イ 場所 六戸町老人福祉センター

ウ 相談員1人体制（必要に応じ職員が対応）



② 特設合同相談の開設（年4回開設予定）

ア 行政合同相談の開設 5月、10月

イ 人権合同相談の開設 6月、12月

③ 会議・研修等

ア 心配ごと相談所運営会議の開催 4月、10月

イ 相談技法研修会（青森市） 11月

ウ 相談員研修会（青森市）

(2) 福祉総合相談

近年、住民から求められている相談活動は、問題の掘り起こしや社会資源への結びつけといった側面が強調されており、人々が担っている問題の解決・支援を目指す取り組みが重視されています。また、「相談だけ」という状況は避け、住民の相談を確実に受け止め、社協の持つフォーマル、インフォーマルなサービスを組み合わせ、かつ他機関等とのネットワークを構築しながら、要援護者の日常生活を安定的・継続的に支えるために支援していきます。

① 相談から援助活動まで一貫した相談援助が行えるように支援していきます。

② 相談内容を適切に記録し、保管についても相談者のプライバシーを守るように配慮していきます。

③ 社協の福祉サービス等だけでは解決できない場合、他事業所や関係機関との連携や引継等が適切に行われるよう配慮した対応を行っていきます。

④ 職員の資質（知識や援助技術）向上に向け研修会への参加や職員間での相談内容の共有・検討などを通じ自らの相談機能を高めていきます。

(3) 苦情解決体制（意見・要望受付）

社会福祉法第82条の規定に基づき、利用者からの苦情を解決するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、福祉サービスの向上を図り、本会の福祉サービスを適切に利用できるように支援します。

本体制を活用して、利用者、住民からの意見・要望を受け、福祉サービスの質の向上を目指します。

- ① 苦情解決第三者委員運営会議の開催 4月
- ② 福祉サービス苦情解決関係者等研修会 7月
- ③ 苦情・意見・要望内容の職員間の共有
- ④ 苦情・意見・要望等に関する周知活動
- ⑤ 職員研修会の開催

3-2 福祉サービス利用支援の推進

(1) 日常生活自立支援事業（平成11年度～）

高齢、知的障害、精神障害により判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類預かりサービス等を提供し、安心して暮らすことができるように支援します。必要な場合、成年後見制度に移行支援を行います。

- ① 支援員の研修会
- ② 事業の周知

(2) 権利擁護セミナーの開催 ～終活～（新規）

人生の終末を考え、現在の生活、健康、家族関係、葬儀、相続などについて改めて見つめ直し、これからの毎日をより良く生きるための第一歩として考えていくことを目的に開催します。

全3回

3-3 低所得世帯等の自立支援の推進

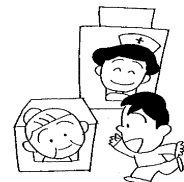
(1) 生活福祉資金貸付（県社協受託事業 平成元年度）

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、生活の安定を図っていきます。

長期滞納者の多くは就労の問題や多重債務問題などを抱えており、今後も滞納世帯の状況を把握しながら償還督促を県社協と連携して進めていきます。

●資金種類 総合支援資金、教育支援資金、福祉資金、不動産担保型生活資金

- ① 借入申込者に対する相談支援、貸付の必要性、妥当性の判断
- ② 貸付期間中、貸付決定後の定期的な相談支援、償還指導
- ③ 貸付審査会の開催
- ④ パンフレット作成、広報誌への掲載
- ⑤ 生活福祉資金貸付制度研修会
- ⑥ 長期滞納世帯の償還促進面接 年1回



(2) たすけあい資金貸付事業

低所得世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立を図り安定した生活が送れるように支援します。

- ① 資金種類 生活資金、医療資金、療養資金
- ② 貸付金額 5万円（特別の場合 10万円以内）
- ③ 償還期間 6ヶ月（特別の場合 12ヶ月以内）
- ④ 貸付審査会の開催
- ⑤ 滞納者への償還促進
- ⑥ 資金貸付要件非該当世帯に対する、現物（食糧）での緊急支援。【新規】

(3) 高額療養費資金貸付事業

町国民健康保険の被保険者で医療費の支払が自己負担限度額を超える世帯に対して、当座の医療費の支払いに充てる資金として高額療養費支給見込み額の9割相当を無利子で貸付します。

4 自立した暮らしを支えるサービスの充実（在宅福祉サービスの充実）

地域の福祉課題に即応したサービス、利用者の立場に立ったサービスに取り組んでいきます。また、低所得者や公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や、制度の谷間にある方への対応など一人ひとりの暮らしを支える事業を推進していきます。

4-1 地域福祉サービスの推進

(1) 在宅介護用器具貸付事業（平成2年度～）

在宅で介護している世帯の経済的及び介護負担の軽減を図ることを目的に車椅子とギャッジベットを無料で貸出します。

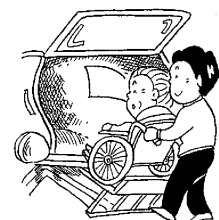
- ① 車椅子保有台数 55台
- ② ギャッジベット保有台数 42台

(2) 移送サービス事業（平成10年度～）

在宅の高齢者、障害者等で、公共の交通機関を利用して移動が困難な方を対象に運輸局の許可車両を使用し、有償で移送サービスを行います。平成27年度より日本財団の助成により車両を購入しサービスを継続して実施していきます。

① 利用料

3km未満	300円（片道）
5km未満	500円（片道）
5km以上は5km毎に	500円の加算
40km以上は10km毎に	500円の加算



- ② 利用時間 午前8時～午後5時（土日祝日は除く）
- ③ 実地地域 町内、旧十和田市、三沢市、おいらせ町、八戸市の一部

(3) 家族介護者支援事業

① 在宅介護者の集い(平成5年度～)

介護者を介護から一時的に開放し、日帰り旅行等を活用した介護者相互の交流会を開催し介護者の心身のリフレッシュを図ります。

- ・開催予定 10月14日(水)
- ・参加費 1,000円
- ・内容 温泉での交流、介護保険制度等の啓発
- ・参加者目標 20名

② 介護教室(平成5年度～)

介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得することを目的として開催します。

- ・開催予定 年3回 参加者
6月18日(木)、9月17日(木)、2月
- ・内容 男性の料理講座 おいしく楽しい食事の工夫
介護講座 口腔ケア他
- ・参加者目標 各講座20名

(4) 母子父子家庭支援事業 母子父子家庭親子交流会(新規)

母子父子家庭に対し参加者相互の交流を図るとともに制度の周知、子育てに関する悩みを相談する機会を設け、不安の解消を努めることを目的とします。

- ・日時 平成27年7月26日(日)
- ・場所 ねぶたの家ワ・ラッセ
- ・対象 母子父子家庭の親子 15組
- ・参加費 親 1,000円 子 500円
- ・内容 親:制度勉強会 子供:ミニねぶた作り体験

4-2 介護予防・地域支援事業の推進

(1) 高齢者の健康づくり推進事業(町受託事業 平成11年度～)

老人クラブ連合会、関係団体等に広く参加を呼び掛け、高齢者の健康の保持増進と高齢者相互の交流を図ることを目的に各種事業を実施します。

① 対象者 おおむね60歳以上の高齢者

② 事業内容

- | | |
|----------------|-------|
| ア グラウンド・ゴルフ大会 | 5月・9月 |
| イ いきいき創作活動 | 12月 |
| ウ ふれあい・いきいきサロン | 通年 |
| エ 元気はつらつ教室 | 金曜日 |



(2) 軽度生活援助事業（町受託事業 平成12年度～）

日常生活上の支援を必要とする方に、訪問介護員が掃除、洗濯、調理、買物等の家事援助を行い、自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図ります。

- ① 対象者 65歳以上の高齢者のみの世帯で日常生活に支障がある方等
- ② 内容 家事援助、相談・助言、安否確認等
- ③ 利用料 1時間 100円

4-3 介護保険事業等の経営

高齢者が自ら望む環境で、尊厳をもって暮らし、自らの意思に基づき、残存能力を活かしながら、自立した質の高い生活を送ることができるよう、公的サービスだけでなく、地域にある社会資源を活用し総合的な支援をしていきます。

(1) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業（平成12年度～）

【基本姿勢】

- ・身だしなみ、心を含めた言葉遣いと行動で接します。
- ・訪問介護計画を基に、援助内容と質の統一を行っていきます。
- ・利用者の暮らし方や価値観を大切にし、利用者との信頼関係を大切にしていきます。
- ・安全面への配慮を行っていきます。

目標利用者 月35名

① サービスの内容

- ア 生活援助（掃除、洗濯、買物、料理、後片付け、ゴミ捨て、ベットメイク）
- イ 身体介護（食事介助、排泄介助、オムツ交換、清拭、体位交換、通院介助、服薬介助等）

② 営業日及び時間 日曜日～土曜日 午前6時～午後10時

③ 打合せ会（週1回）、ケース検討会議（月1回）

④ 満足度調査の実施・分析

⑤ マニュアル見直し検討会議

⑥ 介護・援助技術の向上ための内部研修



(2) 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護（平成12年度～）

【基本姿勢】

- ・利用者が可能な限り、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように、居宅での入浴の支援を行い、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を目指します。
- ・身だしなみ、心を含めた言葉遣いと行動で接します。
- ・利用者の暮らし方や価値観を大切にし、利用者との信頼関係を大切にしていきます。
- ・訪問入浴介護計画に基づき支援していきます。
- ・安全面の配慮をします。

目標利用者 月15名

- ① サービス内容
 - ア 入浴前の体調チェック→脱衣→入浴→着衣→入浴後の体調チェック
 - イ 医療・福祉サービス機関との連携を行います
- ② 営業日及び時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
※祝日も営業します。
- ③ ケース検討会議の開催（月1回）
- ④ 打合せ会(週1回)
- ⑤ 援助技術向上のための内部研修

(3) 居宅介護支援事業（平成12年度～）

【基本姿勢】

- ・利用者の人権を尊重します。
- ・利用者の主体性を尊重します。
- ・公平性、中立性を保ち迅速に業務を行っていきます。
- ・公的サービスだけでなく、地域の社会資源を活用した総合的なケアプランを作成します。

目標利用者 月60名

- ① サービス内容
 - ア 介護保険に関する相談・助言・要介護認定申請の手続き代行
 - イ ケアプラン（居宅サービス計画）の作成
 - ウ 市町村、保健・医療・福祉サービス機関との連絡調整
- ② 営業日及び時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時まで
※祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- ③ 認定調査・介護予防プラン作成（町受託）
- ④ 内部介護支援専門員会議の開催（週1回）
- ⑤ 事業啓発活動の実施

(4) 障害福祉サービス事業 居宅介護（ホームヘルプサービス）

【基本姿勢】

- ・身だしなみ、心を込めた言葉遣いと行動で接します。
- ・訪問介護計画を基に援助内容と質の統一を行っていきます。
- ・利用者の暮らし方や価値観を大切に、利用者との信頼関係を大切にしていきます。
- ・安全面への配慮を行っていきます。

目標利用者 月5名

- ① サービス内容
 - ア 身体介護（食事・入浴・排泄の介護、衣類の着脱・身体の清拭介助、通院介助等）
 - イ 家事援助（調理、洗濯、掃除、買物、ベトナムメイク等）
- ② 対象者
身体障害者、知的障害者、障害児（18歳未満の身体障害児、知的障害児）
精神障害者（18歳未満の精神障害者を含む）
- ③ 営業日及び時間 日曜日～土曜日 午前7時～午後7時
- ④ ケース検討会の開催（月1回）

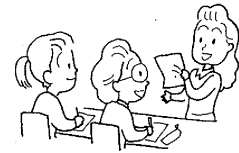
- ⑤ 打合せ会（週1回）
- ⑥ 相談支援事業所の申請

5 民間性を発揮した社協づくり（組織基盤の強化）

組織、財政、事業等を評価・見直しを行い、経営基盤を強化していきます。公益性や中立性を確保しつつ、民間組織としての開拓性を活かしていきます。

また、財政及び経理については、適切な内部牽制を実施していきます。

5-1 組織体制の強化



(1) 法人運営会議

① 理事会

法人の経営に関する意思を明確にすると共に経営・運営上、必要事項等を定め、各種事業に関する協議により法人の方向性を決めます。

- ・開催予定 5月、7月、9月、11月、3月
- ・役員改選

② 評議員会

法人運営上の議決機関として、事業計画・報告、予算・決算の議決や補正予算等重要な案件を審議します。

- ・開催予定 5月、9月、11月、3月

③ 正副会長会議

理事会及び評議員会等への提出案件やその他、意思決定事項や経営・運営に関する協議を行います。

(2) 監査会

理事の業務執行状況及び法人の会計・財産の状況、事業等が適正に実施されているか監査します。

- ・決算監査 5月、中間監査11月

(3) 委員会

地域福祉事業に関する協議・検討を行い、会長に進言します。

- ・開催予定 6月、2月

(4) 役員等研修

社会福祉協議会の役割について、認識を深め体制の強化を図ります。

- ① 役員研修会の開催
- ② 外部研修会への参加



(5) 第二次活動指針策定検討委員会

地域福祉を推進するにあたり、社協の存在意義、役割や方向性を明らかにし、必要な組織体制を確立するとともに、より効果的な業務遂行を目指し平成23年3月に「六戸町社会福祉協議会活動指針」を策定し、平成23年度～平成27年度までの事業推進の基盤としてきました。

この間、地域が抱える福祉課題の複雑化、多様化の進行により、新たに取り組む課題も発生してきています。こうした福祉の現状を捉え、町社協の現在の存在意義や果たすべき役割を改めて明らかにし、今後5年間に町社協が取り組む方向性を定めるため「六戸町社会福祉協議会第二次活動指針（案）」を策定します。

- ①第二次活動指針策定検討委員会の開催 年3回
- ②職員等による作業部会の開催 月1回

5-2 財政基盤の整備

(1) 公費財源の確保

社協が公共性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、補助金・受託金の継続的な要望を働きかけていきます。

(2) 福祉基金の積み立て

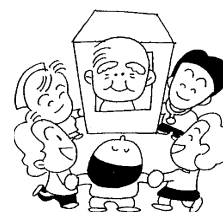
福祉基金等の積立に努めていきます。

(3) 社協会員の加入促進

地域住民が主体となり、誰もが住みやすい町づくりを目指し、地域福祉活動を実施するため会員の確保に努め、社会福祉協議会の財政基盤の安定を図ります。

見越ヶ丘及び古里ニュータウン地区、町内会未加入世帯の会員加入促進に努めていきます。

一般会員	1,000円
賛助会員	2,000円
特別賛助会員	5,000円
団体会員	10,000円



(4) 共同募金運動の推進

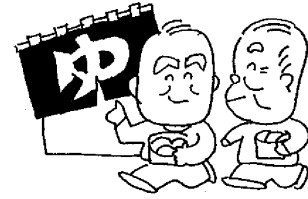
共同募金運動を推進し、募金実績により配分される地域配分金の拡大に努め、地域福祉の向上を図ります。

5-3 活動拠点の確保

(1) 町老人福祉センターの運営

町老人福祉センターの適切な管理運営に努め、利用者の増加を図ります。また、入浴に係るリスクマネジメントに努めます。

- ① 火曜日、金曜日の入浴事業
- ② 元気はつらつ教室（毎週金曜日）
- ③ 入浴日を利用した生きがい活動の支援
- ④ 施設及び敷地内の管理・整備
- ⑤ 利用者名簿の作成
- ⑥ 避難訓練 年2回



5-4 人材の確保・育成

(1) 職員の資質向上

本会基本理念及び社協使命達成のため、総合的に支援できる職員を目指し、相談援助技術の推進や関係する法令等の知識の向上を目指して、各種外部研修会への参加、内部研修会の実施により知識・技術等を高めていきます。

- ① 社会福祉専門知識・技術及び会計等に係る外部研修への派遣
- ② 内部研修及び研修報告会の開催
- ③ 社会福祉士、介護福祉士等の国家資格取得の推奨
- ④ 介護支援専門員取得推進

(2) 実習生・職場体験の受入れ

社会福祉協議会の使命及び福祉人材育成として、六戸町及び近隣市町村出身の社会福祉を専攻している、学生及び社会人等を対象に社会福祉士等、社会福祉に関する資格取得のための実習生の受入れをします。

- | | |
|---------------------|------------|
| ① ソーシャルワーク実習（社会福祉士） | 県立保健大学1名予定 |
| ② 社会福祉援助技術実習 | 県立保健大学 |
| ③ 職場体験 | |

5-5 組織管理体制の確立

(1) 財務管理運営

平成27年度予算から社会福祉法人新会計基準に移行し、会計事務を適正に実施するために会計職員だけでなく研修会へ参加させ会計事務の理解を図る。また、会計事務に関する職員間の内部けん制に努めます。

介護保険事業等経営に関する役員会等で協議検討会の実施。

(2) 自己評価の実施

社会福祉法第78条第1項により、自己評価を行い利用者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めて行きます。

職種別の自己評価を実施し次年度に向けた改善等行います。

(3) 情報公開

財務諸表については、地域住民に対して閲覧が出来るように対応するとともに、平成26年度の改正に伴いその概要について広報誌やホームページに掲載していきます。

ホームページ掲載 役員名簿、評議員名簿、事業内容、理事会及び評議員会開催状況、定款、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書等

(4) 個人情報保護

個人情報保護に関して、法令や規程等に基づき管理していきます。また、内部研修等により個人情報管理方法の周知に努めるとともに、職員に対して守秘義務の順守について指導します。

(5) 業務の標準化・リスクマネジメント

事務事業に関する作業標準化、手順書及び各種マニュアル等及び事業実施上のリスク回避対策を作成し、職員会議等で検討するとともに定期的な見直しを行っていきます。